

平成28年10月20日

きのくにタイムリーサービス
法人インターネットバンキングサービス
ご契約者各位

きのくに信用金庫

「データ伝送サービス連絡票」のファクシミリ送信廃止について

平素は格別のご愛顧を賜り、誠にありがとうございます。

さて、きのくにタイムリーサービスまたは法人インターネットバンキングサービスにより、総合振込・給与（賞与）振込をご利用いただいているお客さまには、データ送信とあわせて「データ伝送サービス連絡票」（以下「連絡票」といいます）をファクシミリ送信していただき、当金庫で送信データと「連絡票」を照合しております。

この取扱いに関しまして、多くのご契約者さまから「連絡票のファクシミリ送信は不要」とのご意見をいただいておりますことから、下記の通りファクシミリ送信を廃止させていただきますこととしますので通知いたします。

なお、これに伴い「きのくにタイムリーサービスに関する契約書」を別紙の通り変更いたします。

1. 対象の取引（種類）

総合振込・給与（賞与）振込

【注】預金口座振替・自動集金サービスについては、引き続き「連絡票」のファクシミリ送信をお願いします。

2. 「連絡票」のファクシミリ送信廃止日

平成28年11月1日（火）データ送信分より

3. ご留意事項

平成28年11月1日（火）以降、当金庫では、従来実施しています**送信データと「連絡票」の照合を行わず、受付しました送信データのみで振込処理**を行います。

従いまして、お客さまにおかれましては、サービス利用時に以下をご確認いただきますようお願い申し上げます。

- ・送信データ内容および正常送信となった旨の確認
（例：データ送信完了時の送信結果画面をプリントアウトする等）
- ・送信異常となった場合や正しく送信できたか不明な場合の確認
（お問い合わせ先：きのくに信用金庫 事務部）

今後とも、お客さまの利便性向上に積極的に取り組んでまいりますので、引き続き当金庫をご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

<別紙>

「きのくにタイムリーサービスに関する契約書」の変更について

「データ伝送サービス連絡票」のファクシミリ送信廃止に伴い、きのくにタイムリーサービス契約時に締結しております「きのくにタイムリーサービスに関する契約書」を次のとおり変更いたします。

変更後	変更前
<p>第2条（データの授受）</p> <p>3. 甲は乙へ口座振替請求明細、総合振込明細および給与・賞与振込明細を伝送するにあたっては、乙の事務管理部に振替日の所定営業日までに乙が指定する方法で処理指定日、件数、合計金額等を事前に通知して行う。</p> <p>乙は伝送されたデータと通知を受けた内容を照合し、合致した時のみ処理するものとする。</p>	<p>第2条（データの授受）</p> <p>3. 甲は乙へ口座振替請求明細、総合振込明細および給与・賞与振込明細を伝送するにあたっては、乙の事務管理部に振替日の所定営業日までに乙が指定する方法で処理指定日、件数、合計金額等を事前に通知して行う。</p> <p>乙は伝送されたデータと通知を受けた内容を照合し、合致した時のみ処理するものとする。</p>

【本件に関するお問い合わせ先】

きのくに信用金庫 事務部

TEL : 073-427-4055

受付時間：(平日) 午前9時から午後5時